

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和8年2月26日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第3号

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香芝市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第43号）の施行期日は、令和8年3月2日とする。